

○宮古島市景観条例施行規則

平成24年3月30日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市景観条例（平成24年宮古島市条例第7号。以下「条例」という。）、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令、条例及び法第8条第1項の規定により市が定める景観計画において使用する用語の例による。

(行為の届出等)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、条例第15条第1項の規定により、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為届出書（様式第1号）による。

2 法第16条第2項の規定及び届出をした者等の変更による届出は、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）による。

3 条例第16条の別表第2に掲げる行為における規模の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の延べ面積、軒の高さは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準じて算出したもの

(2) 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端まで

(3) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端まで（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端まで）

4 市長は、第1項又は第2項の届出があつた場合において、当該届出の内容について景観計画に定める景観形成基準に基づき審査し、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項に規定する変更命令等を行う必要がないと認めるときは、届出をした者に対し、宮古島市景観計画区域内行為届出審査結果通知書（様式第2号の2）により、当該届出書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等勧告書(様式第3号)による。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為通知書(様式第4号)による。

2 市長は、法第16条第6項の規定による協議を求めると認めるときは、宮古島市景観計画区域内行為通知審査結果通知書(様式第4号の2)により、当該通知書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

3 法第16条第6項の規定による協議を求めるときは、宮古島市景観計画区域内行為協議書(様式第5号)による。

(変更命令等)

第6条 法第17条第1項に規定する命令は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等命令書(様式第6号)による。

2 法第17条第4項の規定による通知は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第7号)による。

3 法第17条第5項に規定する命令は、宮古島市景観計画区域内行為原状回復等命令書(様式第8号)による。

4 法第17条第7項の報告は、宮古島市景観計画区域内行為状況等報告書(様式第9号)による。

5 法第17条第8項及び第23条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)による。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第7条 市長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、宮古島市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第11号)により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第8条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、宮古島市景観重要建造物指定提案書(様式第12号)による。

2 法第20条第3項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物非指定通知書(様式第

13号) による。

(景観重要建造物の指定の通知)

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物指定通知書(様式第14号)による。

2 市長は、法第21条第2項の標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴

3 市長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第10条 法第22条第1項の許可の申請は、宮古島市景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第15号)による。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、宮古島市景観重要建造物現状変更許可書(様式第16号)により、通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、宮古島市景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第17号)により、通知するものとする。

(原状回復等の命令)

第11条 法第23条第1項に規定する命令は、宮古島市景観重要建造物原状回復等命令書(様式第18号)による。

(管理に関する命令又は勧告)

第12条 法第26条に規定する命令は、宮古島市景観重要建造物管理改善等命令書(様式第19号)による。

2 法第26条の規定による勧告は、宮古島市景観重要建造物管理改善等勧告書(様式第20号)による。

(景観重要建造物の指定の解除)

第13条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物指定解除通知書(様式第21号)による。

(景観重要樹木の指定の提案)

第14条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、宮古島市景観重要樹木指定提案書(様式第22号)による。

2 法第29条第3項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木非指定通知書（様式第23号）による。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第15条 法第30条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木指定通知書（様式第24号）による。

2 市長は、法第30条第2項の標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定の理由となった樹容の特徴

3 市長は、法第30条第2項の標識を、当該景観重要樹木の良い景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請等）

第16条 法第31条第1項の許可の申請は、宮古島市景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第25号）による。

2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、宮古島市景観重要樹木現状変更許可書（様式第26号）により、通知するものとする。

3 市長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、宮古島市景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第27号）により、通知するものとする。

（原状回復等の命令）

第17条 第32条第1項に規定する命令は、宮古島市景観重要樹木原状回復等命令書（様式第28号）による。

（管理に関する命令又は勧告）

第18条 法第34条に規定する命令は、宮古島市景観重要樹木管理改善等命令書（様式第29号）による。

2 法第34条の規定による勧告は、宮古島市景観重要樹木管理改善等勧告書（様式第30号）による。

（景観重要樹木の指定の解除）

第19条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木指定解除通知書（様式第31号）による。

（所有者等の変更の届出）

第20条 法第43条の規定による届出は、宮古島市景観重要建築物又は景観重要樹木の所有

者変更届出書（様式第32号）による。

（景観整備機構の指定等）

第21条 法第92条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添付した宮古島市景観整備機構指定申請書（様式第33号）による。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 業務計画書
- (3) 事業計画書
- (4) 資金計画書
- (5) その他市長が必要があると認めるもの

2 市長は、法第92条第1項に規定する法人について、景観整備機構に指定したときは、当該法人に対し宮古島市景観整備機構指定通知書（様式第34号）により、通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ宮古島市景観審議会の意見を聴くことができる。

（アドバイザーの役割）

第22条 条例第26条の景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、景観まちづくりに関する事項について、技術的指導、助言等を行うものとする。

（アドバイザーの委嘱）

第23条 アドバイザーは、次に掲げる分野の専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画
- (2) 土木
- (3) 建築
- (4) 造園
- (5) 彫刻

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる分野以外の分野の専門的知識を有する者を、アドバイザーに委嘱することができる。

（アドバイザーの任期）

第24条 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(依頼書等)

第25条 市長は、アドバイザーに技術的指導、助言等を求めるときは、宮古島市景観アドバイザー調査検討依頼書（様式第35号）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けたアドバイザーは、調査検討を行った結果を、宮古島市景観アドバイザー調査検討報告書（様式第36号）により、市長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第1号関係）	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	配置図 （縮尺1/200程度）	1) 縮尺 2) 方位 3) 寸法 4) 敷地の境界線 5) 敷地内における届出に係る建築物等の位置 6) 届出に係る建築物等と他の建築物等との別 7) 建築物等の各部分の高さ 8) 擁壁 9) 敷地の接する道路の位置及び幅員 10) 敷地及び道路の高低差 11) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 12) 垣、柵、塀、張り芝等の位置 13) 外構施設の位置及び材料 14) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	緑地の割合などの表示
	各階平面図 （縮尺1/100程度）	1) 縮尺 2) 方位 3) 寸法 4) 開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	2面以上の立面図 （縮尺1/	1) 縮尺 2) 寸法 3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4) 壁面の仕上げ材料及び色彩（マンセ	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カ

係)	100程度)	ル値表示) 5) 屋根の仕上げ材料	ラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	1) 縮尺 2) 寸法 3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4) 道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	眺望点、航路の図	届出に係る建築物等から見える眺望点、航路を記載	農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾーンのみ
	位置、景観上の工夫等を説明した図	1) 稜線や海岸線を連続しないような配置の方法 2) 規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法	1) 農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾーンのみ 2) 規定の高さを超える場合のみ
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅員 5) 行為の区域 6) 縦横断図の位置及び方向 7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 4) 行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などの表示
	縦横断図 (縮尺1/		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。

	500程度)		
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4-1 土石の採取又は鉱物の掘採	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅員 5) 行為の区域 6) 縦横断図の位置及び方向 7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 4) 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 5) 事後の措置 6) 緑化計画	
	縦横断図 (縮尺1/500程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	眺望点、航路の図	届出に係る建築物等から見える眺望点、航路を記載	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4-2 土地の開墾、土地の形質の変更	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅員 5) 行為の区域 6) 縦横断図の位置及び方向	



		7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 4) 行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などの表示
	縦横断図 (縮尺1/500程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 木竹の伐採	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	現況図及び伐採位置図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅員 5) 伐採の区域 6) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	伐採する木竹の種類ごとに、その名称と位置を表示する。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	1) 伐採する理由 2) 伐採後の土地利用計画 3) 伐採後の植栽等の措置 4) その他参考となる事項	
6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	物品の名称、種類
	配置図 (縮尺1/500程度)	1) 縮尺 2) 寸法 3) 敷地の形状及び寸法 4) 物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ 5) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 6) 隣接する道路の位置及び幅員 7)	

	現況写真の撮影位置及び撮影方向	
カラー現況 写真	行為の場所及びその付近の状況が わかるもの	
その他	参考となるべき事項を記載	

年 月 日

宮古島市長

住 所

届出者 氏 名

印

連 絡 先

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

## 宮古島市景観計画区域内行為届出書

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況	都市計画区域 □内、□外 用途地域(都市計画区域・用途地域内のみ): (その他 : )			
行為の場所	地名地番	宮古島市 (住居表示 )		
	景観計画に基づく地域区分	(ゾーン名及びその下位の区域の名称)		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替え・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替え・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
	<input type="checkbox"/>	木竹の伐採	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
届出内容の照会先	住 所 名称・所属 連絡先 (担当者 )			
※ 宮古島市受付				

## 備考

- ※の欄には、記入しないでください。
- この届出は、2部(正本1部・副本1部)提出してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書を添付してください。

		届出対象行為の内容					
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	建築物	用途					
		敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>	高さ	m		
		構造		階数	地上階	地下階	
		外壁仕上材		屋根仕上材			
		外壁の基本色	色相( )/明度( )/彩度( )				
		道路境界、文化財等の区域からの壁面後退距離			m		
		緑地率	%	緑被率	%		
		緑視率	%	間口の緑化の割合		%	
		垣、柵の緑化、塀の緑化の有無		有・無	駐車場の緑化	有・無	
	工作物	用途					
		構造	造	築造面積	m <sup>2</sup>		
		高さ	m	仕上材			
外観の基本色		色相( )/明度( )/彩度( )					
方法	1)稜線や海岸線を連続しないような配置の方法						
	2)規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法						

備考

- 1 他法令による地区指定等の状況欄には、用途地域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- 2 行為の種類欄は、□にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
- 3 届出内容の照会先欄には、届出者の代理人、行為の直接の担当者等届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。
- 4 建築物の面積等の欄には、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- 5 建築物の高さの欄には、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- 6 模様替え等の面積欄には、外観の模様替え又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 7 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造、地上 6 階地下 1 階)
- 8 工作物の高さの欄には、工作物が接する最低地盤面から上端(建築物と一体となって設置される場合)にあっては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端まで)までの高さを記入してください。
- 9 建築物等の外壁の色彩については、マンセル値を記入してください。
- 10 緑地率、緑被率、緑視率は、宮古島市景観計画ガイドラインを参考に計算してください。
- 11 間口の緑化の割合の欄には、道路境界の緑化された部分の長さの間口に対する割合を記入してください。(上記の緑地も参入可能)
- 12 「1)稜線や海岸線を連続しないような配置の方法」「2)規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法」は該当する場合のみ記載してください。
- 13 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

届出対象行為の内容					
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	面積	m <sup>2</sup>			
	法 <sup>のり</sup> 面又は擁壁の高さ・長さ	高さ	m	長さ	m
	行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> その他( )			
	地形を生かした造成の方法				
	緑地の割合	%	駐車場の緑化	有・無	
	法 <sup>のり</sup> 面又は擁壁の緑化の方法				
	既存の樹木を生かす方法				
木竹の伐採	行為の目的及び概要			面積	
				m <sup>2</sup>	
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	物品の名称、種類	面積	高さ		
		m <sup>2</sup>	m		
		堆積の期間			
		年	月	日から	
		年	月	日まで	

備考

- 1 緑地の割合の欄には、敷地に対する緑地部分の面積の割合を記入してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

宮古島市長

住 所

届出者 氏 名

連 絡 先

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

### 宮古島市景観計画区域内行為変更届出書

景観法第 16 条第 2 項及び宮古島市景観条例等施行規則第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出日		年 月 日 号	
行為の場所	地名地番	宮古島市 (住居表示 )	
	景観計画に基づく地域区分	(ゾーン名及びその下位の区域の名称)	
		変 更 前	変 更 後
届出者等			
設計又は施工方法の変更の概要			
変 更 理 由			
※宮古島市受付			

備考

- 1 ※の欄には、記入しないでください。
- 2 設計又は施工方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。
- 3 この届出は、2部(正本1部・副本1部)提出してください。

様式第 2 号の 2(第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長

印

### 宮古島市景観計画区域内行為届出審査結果通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について審査した結果を、宮古島市景観条例等施行規則第 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為に対する意見

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為設計変更等勧告書

様

宮古島市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限

年 月 日

5 報告期限

年 月 日

6 報告先



年 月 日

宮古島市長

住 所  
通知者 氏 名  
連 絡 先

印

宮古島市景観計画区域内行為通知書

景観法第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

他法令による地区指定等の状況	都市計画区域 □内、□外 用途地域(都市計画区域・用途地域内のみ): (その他 : )			
行為の場所	地名地番	宮古島市 (住居表示 )		
	景観計画に基づく地域区分	(ゾーン名及びその下位の区域の名称)		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替え・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替え・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<input type="checkbox"/>	土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
届出内容の照会先	住 所 名称・所属 連絡先 (担当者 )			
※ 宮古島市受付				

備考

- ※の欄には、記入しないでください。
- この届出は、2部(正本1部・副本1部)提出してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書を添付してください。

		届出対象行為の内容					
		用途					
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	建築物	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>		
		延べ面積	m <sup>2</sup>	高さ	m		
		構造		階数	地上階	地下階	
		外壁仕上材		屋根仕上材			
		外壁の基本色	色相( )/明度( )/彩度( )				
		道路境界、文化財等の区域からの壁面後退距離				m	
		緑地率	%	緑被率	%		
		緑視率	%	間口の緑化の割合	%		
		垣、柵の緑化、塀の緑化の有無		有・無	駐車場の緑化	有・無	
		工	作物	用途			
構造	造			築造面積	m <sup>2</sup>		
高さ	m			仕上材			
外観の基本色	色相( )/明度( )/彩度( )						
方法	1) 稜線や海岸線を連続しないような配置の方法						
	2) 規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法						

備考

- 他法令による地区指定等の状況欄には、用途地域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- 行為の種類欄は、□にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
- 届出内容の照会先欄には、届出者の代理人、行為の直接の担当者等届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。
- 建築物の面積等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- 建築物の高さの欄には、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- 模様替え等の面積欄には、外観の模様替え又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造、地上6階地下1階)
- 工作物の高さの欄には、工作物が接する最低地盤面から上端(建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端まで)までの高さを記入してください。
- 建築物等の外壁の色彩については、マンセル値を記入してください。
- 緑地率、緑被率、緑視率は、宮古島市景観計画ガイドラインを参考に計算してください。
- 間口の緑化の割合の欄には、道路境界の緑化された部分の長さの間口に対する割合を記入してください。(上記の緑地も参入可能)
- 「1) 稜線や海岸線を連続しないような配置の方法」「2) 規定の高さを超える場合のただし書きに係る工夫の方法」は該当する場合のみ記載してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

		届出対象行為の内容				
届出対象行為の種類・設計又は施行方法	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為  土地の開墾・土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更	面積	m <sup>2</sup>			
		法面又は擁壁の高さ・長さ	高さ	m	長さ	m
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> その他( )			
		地形を生かした造成の方法				
		緑地の割合	%	駐車場の緑化	有・無	
		法面又は擁壁の緑化の方法				
		既存の樹木を生かす方法				
	木竹の伐採	行為の目的及び概要			面積	
					m <sup>2</sup>	
	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	物品の名称、種類	面積	高さ		
		m <sup>2</sup>	m			
		堆積の期間				
		年 月 日から 年 月 日まで				

備考

- 1 緑地の割合の欄には、敷地に対する緑地部分の面積の割合を記入してください。

様式第 4 号の 2(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長

印

### 宮古島市景観計画区域内行為通知審査結果通知書

年 月 日付けで通知のあった行為について審査した結果、協議を求めると認めないため、宮古島市景観条例等施行規則第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為に対する意見

様式第 5 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為協議書

様

宮古島市長 印

景観法第 16 条第 6 項の規定により、 年 月 日付けで提出  
された通知書の行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

- 1 通知のあった行為
- 2 協議事項

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為設計変更等命令書

様

宮古島市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 101 条第 1 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

宮古市景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

様

宮古市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

様式第 8 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為原状回復等命令書

様

宮古島市長

印

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第 17 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 100 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)



様式第9号(第6条関係)

年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為状況等報告書

宮古島市長

住 所  
届出者 氏 名  
連 絡 先  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第17条第7項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を、次のとおり報告します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
変 更 命 令 等 の 内 容	
措 置 の 実 施 状 況	

様式第10号(第6条関係)

(表)

8.5センチメートル		5.3センチメートル
身分証明書		
(景観法第17条第8項及び第23条第3項の規定による)		
写 真	有効期限 交付日から1年 年 月 日発行 所属及び氏名	
宮古島市長		印

(裏)

この者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第7項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第23条第2項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。

関係法令 景観法第17条(抜粋)

6 前項の規定により現状回復又はこれに代わるべき必要な措置(略)を命じようとする場合において、過失がなく当該現状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該現状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施現状を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により現状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

関係法令 景観法第23条(抜粋)

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

様式第 11 号(第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 行為の種類
- 4 届出者 住所  
氏名
- 5 行為を着手することができる日 年 月 日

様式第 12 号(第 8 条関係)

年 月 日

宮古島市景観重要建造物指定提案書

宮古島市長

住 所  
届出者 氏 名  
連 絡 先

〔法人にあつては、主たる事務所〕  
の所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により、景観重要建造物として指定を受けたい  
ので、次のとおり提案します。

提案する建造物 の 名 称	
提案する建造物 の 所 在 地	
提案する建造物 の 外 観 の 特 徴	
提 案 理 由	
※宮古島市受付	

添付図書

- 1 当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す付近見取図(1/2500 以上)
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- 3 景観法第 20 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類

様式第 13 号(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物非指定通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付で景観重要建造物の指定の提案があった建造物について、指定しないこととしたので、景観法第 20 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定しない理由

様式第 14 号(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物指定通知書

様

宮古島市長 印

景観法第 19 条第 1 項の規定により、下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、同法第 21 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 建造物の所在地
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 同法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

様式第 15 号(第 10 条関係)

年 月 日

宮古島市景観重要建造物現状変更許可申請書

宮古島市長

住 所

届出者 氏 名

連 絡 先

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

景観法第 22 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、  
次のとおり申請します。

指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名法人にあつては、主たる事務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名法人にあつては、主たる事務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
※処理欄	

※のある欄は記入しないでください。

添付図書

- 1 当該行為の設計仕様書及び設計図
- 2 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 3 当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 4 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第 16 号(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古市景観重要建造物現状変更許可書

様

宮古市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施工方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件



様式第 17 号(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物現状変更不許可通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、景観法第 22 条第 2 項の規定により、許可しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定の年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 許可しない理由

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

宮古島市景観重要建造物原状回復等命令書

様

宮古島市長

印

第 号の許可に係る行為について、景観法第 23 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 102 条第 7 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 19 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物管理改善等命令書

様

宮古島市長

図

景観重要建造物の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 26 条の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 104 条の規定により、過料に処せられることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 20 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物管理改善等勧告書

様

宮古島市長 印

景観重要建造物の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 26 条の規定により、  
下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

宮古島市景観重要建造物指定解除通知書

様

宮古島市長 印

景観法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観重要建造物の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称
- 4 建造物の所在地
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の解除の日
- 7 指定の解除の理由

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 22 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要樹木指定提案書

宮古島市長

住 所

届出者 氏 名

連 絡 先

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

景観法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定により、景観重要樹木として指定を受けたいので、次のとおり提案します。

提案する樹木の樹種	
提案する樹木の所在地	
樹容の特徴	
提案理由	
※宮古島市受付	

添付図書

- 1 当該樹木の位置及び当該樹木周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- 3 景観法第 29 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類

様式第 23 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要樹木非指定通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付けで景観重要樹木の指定の提案があった樹木について、指定しないこととしたので、景観法第 29 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 指定しない理由

様式第 24 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古市景観重要樹木指定通知書

様

宮古市長 印

景観法第 28 条第 1 項の規定により、下記の樹木を宮古市景観重要樹木に指定したので、同法第 30 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった樹容の特徴



様式第 25 号(第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要樹木現状変更許可申請書

宮古島市長

住 所  
届出者 氏 名  
連 絡 先  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第 31 条第 1 項の規定により、景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
施 工 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
処 理 欄 ※	

※のある欄は記入しないでください。

添付図書

- 1 当該樹木の位置及び当該樹木周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 3 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第 26 号(第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要樹木現状変更許可書

様

宮古島市長 印

年 月 日付で申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 施工方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

宮古島市景観重要樹木現状変更不許可通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、景観法第 31 条の規定により、許可しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定の年月日
- 3 樹木の樹種
- 4 許可しない理由

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

宮古島市景観重要樹木原状回復等命令書

様

宮古島市長

印

第 号の許可に係る行為について、景観法第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 102 条第 7 号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。

2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

宮古島市景観重要樹木管理改善等命令書

様

宮古島市長

印

景観重要樹木の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 34 条の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 104 条の規定により、過料に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 30 号(第 18 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要樹木管理改善等勧告書

様

宮古島市長 印

景観重要樹木の管理の方法の改善その他管理に関し、景観法第 34 条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

宮古島市景観重要樹木指定解除通知書

様

宮古島市長 印

景観法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観重要樹木の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 樹木の樹種
- 4 樹木の所在地
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の解除の日
- 7 指定の解除の理由

\*行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。なお、沖縄県知事に対する審査請求は、異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが、次の 1 又は 2 に該当するときは、異議申立ての決定を経ないで審査請求をすることができます。

- 1 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から 3 か月を経過しても宮古島市長が当該異議申立てにつき決定しないとき。
- 2 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 32 号(第 20 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更届出書

宮古島市長

住 所  
届出者 氏 名  
連 絡 先  
〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第 43 条の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更になったので、次のとおり届け出ます。

景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び指定番号	
所 在 地	
所有者変更年月日	
変更前の所有者	住 所 氏 名
変更後の所有者	住 所 氏 名
変 更 の 理 由	



様式第 33 号(第 21 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観整備機構指定申請書

宮古島市長

住 所  
届出者 氏 名  
連 絡 先  
〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
所在地、名称及び代表者の氏名

景観法 92 条第 1 項の規定により、景観整備機構として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

公益法人等の種別	<input type="checkbox"/> 民法第 34 条の法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人	
景観の保全・整備業務		具体的な業務内容
	景 観 法 第 条	<input type="checkbox"/> 第 1 号
		<input type="checkbox"/> 第 2 号
		<input type="checkbox"/> 第 3 号
		<input type="checkbox"/> 第 4 号
		<input type="checkbox"/> 第 5 号
		<input type="checkbox"/> 第 6 号
		<input type="checkbox"/> 第 7 号

様式第 34 号(第 21 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観整備機構指定通知書

様

宮古島市長 印

年 月 日付けの申請について、景観法第 92 条第 1 項の規定により、景観整備機構として指定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 景観整備機構の名称
- 2 代表者名
- 3 事務所の所在地
- 4 景観の保全及び整備業務

様式第 35 号(第 25 条関係)

第 号  
年 月 日

宮古島市景観アドバイザー調査検討依頼書

景観アドバイザー

様

宮古島市長

下記の件について、調査検討をお願いします。

記

件名 \_\_\_\_\_

- 1 調査期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 依頼内容

提供資料  
宮古島市担当者名

様式第 36 号(第 25 条関係)

年 月 日

宮古島市景観アドバイザー調査検討報告書

宮古島市長

景観アドバイザー

氏 名 国

下記の件について、調査検討の結果を報告します。

記

件 名 \_\_\_\_\_

1 調査期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 調査検討結果

様式第1号 (第3条関係)  
様式第2号 (第3条関係)  
様式第2号の2 (第3条関係)  
様式第3号 (第4条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第4号の2 (第5条関係)  
様式第5号 (第5条関係)  
様式第6号 (第6条関係)  
様式第7号 (第6条関係)  
様式第8号 (第6条関係)  
様式第9号 (第6条関係)  
様式第10号 (第6条関係)  
様式第11号 (第7条関係)  
様式第12号 (第8条関係)  
様式第13号 (第8条関係)  
様式第14号 (第9条関係)  
様式第15号 (第10条関係)  
様式第16号 (第10条関係)  
様式第17号 (第10条関係)  
様式第18号 (第11条関係)  
様式第19号 (第12条関係)  
様式第20号 (第12条関係)  
様式第21号 (第13条関係)  
様式第22号 (第14条関係)  
様式第23号 (第14条関係)  
様式第24号 (第15条関係)  
様式第25号 (第16条関係)  
様式第26号 (第16条関係)  
様式第27号 (第16条関係)  
様式第28号 (第17条関係)  
様式第29号 (第18条関係)

様式第30号 (第18条関係)

様式第31号 (第19条関係)

様式第32号 (第20条関係)

様式第33号 (第21条関係)

様式第34号 (第21条関係)

様式第35号 (第25条関係)

様式第36号 (第25条関係)